

各放課後児童クラブ運営組織 様

松阪市教育委員会事務局生涯学習課

新型コロナウイルス感染症による
松阪市放課後児童クラブの臨時休所の判断について

平素は今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症にかかる学校の学級閉鎖の判断基準に一部合わせる形で、放課後児童クラブの臨時休所の考え方について判断基準を定めました。各クラブ、原則下記の通りご対応いただきますようお願いいたします。

記

《クラブ休所の判断》

以下のいずれかの状況に該当し、クラブ内で感染が広がっている可能性が高い場合、休所を実施する。

- ①同一のクラブ(支援の単位)において複数の児童・支援員等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、同一のクラブ(支援の単位)内に未診断の風邪等の症状を有する者が複数ある場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者(当該陽性者に起因)が存在する場合
※クラブ休所の期間は、感染者との最終接触日の翌日から2日間(施設内の消毒に必要な期間)を目安とする。

休所の判断が難しい場合や、保護者の都合等で当日の休所が困難な場合は生涯学習課までご連絡ください。

また、上記を基に、開所予定日を休所とした場合は開所日とみなしますので、毎月ご提出いただく「支援員及び補助員の出勤簿」の該当の日付の欄にその旨(例:陽性者が複数確認されたため休所 等)をご記入ください。

ただし、松阪市に緊急事態宣言等が発出されている場合を除き、クラブ内で陽性者が確認されていない中で新型コロナウイルス感染症対策を理由に休所とした場合は、原則開所扱いとなりませんのでご注意ください。

松阪市教育委員会事務局
生涯学習課 山本・砂子・小林
TEL:0598-53-4401